

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	困難を抱える女性に対する支援業務
発 注 課	市民文化局男女共同参画室男女共同参画課
選 定 事 業 者	（公財）さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、様々な課題・困難・不安を抱える女性に寄り添った支援を行うもので、SNS、相談会や訪問による相談支援、居場所づくりの契機となるようなイベントの開催、行政手続き等の同行支援など、多岐にわたる業務内容に対応できる体制を整えることが必要となる。 女性が抱える困難は様々であるため、これに対応するためにはNPO法人や関係団体との連携が必須となる。 当該事業者は、札幌市男女共同参画センターの指定管理者であり、女性のための総合相談・法律相談を実施するほか、令和3年度より本業務を受託し、NPO法人等と連携しながら業務を履行した実績がある。また、同センターを事務局とする、困窮する女性の支援団体「cloudy」を運営し、当該業務の履行に必要な、NPO法人等の関係団体とのつながりも構築されている。 以上のことから、当該業務を确实かつ良好に履行できるのは、当該業務の履行に必要な実績・資質の備わっている当該事業者の他にはないため、本契約の相手方とする。 （随意契約ガイドラインⅡ-2-(2)-ア-(エ)、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（100万円超のとき）	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和7年5月21日